



高知県北川村役場  
広報

# またがわ

3

No. 583

Mar 2015



2月13日(金) 小学校学習発表会

## Contents

- 学校通信 ②
- 北川村健康教育実行委員会 ③
- 議会だより ④～⑦
- 中岡慎太郎先生顕彰会だより ⑧
- アマンダ ⑨
- 保健だより ⑰
- みどり保育園PHOTO通信 ⑱

## 北川村の人口・世帯数

平成27年1月31日現在 ( ) は前月比

人口	1,404人 (+4)
男	654人 (+1)
女	750人 (+3)
世帯数	639戸 (+1)
昨年同期の総人口	1,409人 世帯数640戸

## 1 大縄跳び練習

全校集会、体育集会の時間を使って大縄跳びに全校で取り組んでいます。練習を重ねるごとにみんなの息が合い、跳ぶ回数も多くなっています。



## 2 坂本龍馬出前授業

2月3日(火)、県内の学校で講演されている夜須町の有安ご夫妻から坂本龍馬の生涯について、5年生がお話を伺いました。



### 小学校



# 学校 通信

*School communication*



### 中学校



## 3 豆まき

2月3日(火)、みどり保育所の「豆まき」に3年生が参加しました。中学生2人が「鬼」になり、豆まきをした後に、「縄跳び」「鬼ごっこ」「コマ回し」など、いろいろな遊びで交流しました。小さな天使たちに癒やされ、つかの間、受験のストレスから解放された生徒たちには、優しい笑顔があふれていました。



# 子どもの健康について考えよう

今回は  
保育所

保育・小学校・中学校のそれぞれの場で実践している健康づくりの取り組みを紹介します。

北川村健康教育実行委員会

## 心も体も健康に

今回は、子どもと向かい合い子育てを精いっぱい頑張っているみどり保育所のお母さんたちを紹介します。

### 第1回 北川こやらい道場 一守り・育てよ・自律せよーを開設

いつも笑顔で子育てしたい、親ならみんなそう思うもの……。

北川こやらい道場では、参加したお母さんたちが自主的に学習し合う「ワークショップ」を3回行いました。

- 11月28日(金) 子育てのイライラとうまく付き合う親になろう。
- 12月12日(金) 子どもは「生き生き」してる？
- 1月16日(金) 子どもの規範意識ってどうやって育てるの



役になりきって寸劇をしたり、付箋へ思いを書いたり、話し合ったり、2人組で子ども役、母親役になってロールプレイ（役割演技）を行ったり……。

楽しい中にも真剣に自分の子育てを振り返り、考えるお母さんたちの姿がありました。



即興で寸劇もしました



最終日には修了証を！

毎回、最後には今日の感想を  
発表し合いました。

- 子どもの気持ちを先に考える。声のトーンを一つ下げる。
- 皆、同じことを考えている。これを糧に明日から頑張る。
- 皆、同じ位置に立って意見を出し合える。楽しかった来年もまたやりたい。 など

皆さん、お母さんたちへの応援をよろしく  
お願いします。

### ★まちの応援団地域交流会 こどもも大人もみんなで遊ぼう Part5

まちの応援団地域交流会へ年長組・年長組のお母さん・保育所職員が参加し、田野町ふれあいセンターの舞台上で力いっぱい「北川村オリジナルよさこい」を踊りました。

お母さんたちも夏から何回も練習を積み重ね、前向きに張り切って取り組んでくれました。



### ★保護者の一日保育者体験

平成24年度から子どもに対する相互理解を深めるため「保護者の一日保育者体験」を実施しています。朝、子どもと一緒に登園し、16:00降園まで子どものクラスで保育者体験をします。

- 園でのわが子の様子がよく分かった。
- 子どもたちとふれ合いがもてて楽しかった。

などの感想が聞かれています。



お父さんも絵本を上手に読んでくれましたよ



# 議 会 だ よ り

発行責任者  
議長 浜渦 康雄

平成26年

## 12月議会定例会

平成26年12月定例会は、12月11日に開会し、報告1件、一般会計及び特別会計補正予算3件、委員の任命について1件、条例4件の議案が審議されました。12日には、一般質問を行い閉会しました。

### ：行政報告：



北川村長職務代理者  
上村 誠副村長

平成26年第4回北川村議会定例会を召集しましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中、ご出席をいただき、本議会定例会が開かれますことを厚くお礼申し上げます。

提案に先立ちまして、行政報告をさせていただきます。

はじめに、今年8月襲来した台風11号により被災した農業施設、林業施設及び公共土木施設については11月中旬から下旬にかけて順次災害査定を受け、復旧工

法や復旧事業費について国の承認を受けることができました。

村が実施する災害復旧事業箇所は、農地・農業用施設が10件、林道8件、公共土木施設18件の計36件です。

これらの事業については、県管理である河川堤防の復旧後でなければ着手できないような一部の工事を除き、今議会です算計上させていただいております。議決をいただきましたら、順次発注できるように進めてまいります。

また、高知県が管理する国道、県道や2級河川などの施設につきましても一通り災害査定が終わりましたことから、来年年明けから順次工事の発注が行われると聞いております。

不通となっております小島地区の国道493号は、11月4日に仮設道路が開通しました。小島以北にお住みの皆様、小島以北の農地や職場へ通われている皆様には、多大なご不便をおかけしました。

平成23年及び今年と隣接箇所が被災し、同じ区間が通行止めになったことから、高知県においても高規格道路のルート案選定などにおいて慎重な検討を開始しております。

次に、今年の台風11号襲来を教訓に、自助・共助・公助について対応方法など課題の取りまとめを終えましたので、年明け1月中旬に、村と地域が「どのように連携、行動すべきか」を一緒に考えるべく、北部・中部・南部の3カ所で、自主防災組織及び各地区代表者と意見交換を

行い、防災・水防行動計画の作成を進めたいと考えています。  
このほか主要な事項について報告いたします。

### ■南海地震対策

重点項目として取り組んでおります住宅の耐震化について、今年度、耐震化の対象となる住家の戸別訪問を開始し、これまでに、野友地区は75戸(81.5%)、久府付32戸(62.7%)、加茂9戸(37.5%)を終えています。しかし、訪問地区における耐震診断件数はわずか21戸(12.6%)に留まっております。村全体での住宅耐震化進捗状況は、11月末現在、耐震診断28件、耐震設計5件、改修工事4件です。去る11月22日に発生した長野県神城断層地震は、震度6弱でしたが100棟を超える家屋倒壊が発生しております。南海トラフ巨大地震において、北川村は震度7と予測されていますので、今後は、広報やFM告知放送を活用し、さらに広報活動を積極的に行ってまいりますので、議員の皆様におかれましては、村民の命を守るために、地域の方々への声かけなど、ご協力をお願いいたします。

### ■保健福祉関係

保健福祉関係では、住民の方々の健康を守るために特定健診の受診者数の向上に取り組んでいるところですが、受診率は11月調査分で39.4%となっております。村民の健康を守るためにも、今年度の目標を達成できるよう、集団健診を受けていない方に対して病院で受診できる個別健診の受診券を発送し勧奨通知を行うとともに、職員による戸別訪問勧奨を実施し一人でも多くの方に受診していただ

るよう努めてまいります。

臨時福祉給付金(所得の低い方々への消費税率引き上げによる負担軽減措置)については、11月末時点で支給対象者の92.8%の方の申請を受理しています。未申請の方には、引き続き個別に申請勧奨を行っております。

次に、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことにもない「北川村新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

この計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や措置を示しており、病原性の高い新型インフルエンザなどへの様々な対策の選択肢を示すものです。

### ■第一次産業の振興

ゆずは、積極的な輸出支援や県による海外でのプロモーション活動の影響もあり、国外からの引き合いは多くなっております。また、国内での需要も高まっております。こういった声に対応するために、10月23日から12月5日まで予定していた今年の受入期間を、6日間延長し、本日11日まで受け込みを行っております。

今年の集荷量は、目標の1,300tに對しまして、11月末時点で1,121tの集荷があったと聞いております。また、台風11号に伴う小島地区の国道493号不通により、平鍋以北の生産者を支援するため実施した北部集会所での集荷は、期限となりました11月3日までに、約45tを集荷しました。生産者の皆様にはご不便をおかけいたしました。この助成により、被災による集荷への影響は一定抑えることができましたと考えております。

今後、ゆずの一大産地として、ゆずを供給できる生産体制の整備やブームに左右されない安定的な販路の確保に、引き続き支援してまいります。

## ■観光の振興

北川村観光協会が運営を開始した北川村温泉は、台風被害による通行止めの影響などにより、対前年比で9月68・6%、10月67・6%と厳しい状況でしたが、11月は86・7%と回復基調に転じてきたのではなからうか考えています。今後、年末年始に向けた取り組み、集客回復に向けた取り組みなどを支援してまいります。

平成27年度に開催される東部博に関する取り組みとして、中芸地区のパビリオンであるモネの庭フーラルホールでのイベントなどについて協議を行っており、常設企画として中芸5町村にまたがる森林鉄道のジオラマを作成して展示することが決まっています。その他、期間別に五つの特別企画を検討しています。10月から11月にかけては「ゆずPR月間」として北川村メインの企画を予定しています。

また、北川村「モネの庭」マルモッタンにおいては、台風などの影響による風評被害など懸念していましたが、スタッフの懸命な努力で、9月以降の集客は前年度を上回ってきております。今月5日からは高知県東部博のプレイベントとして「光のフェスタ」を行っており、村民の皆様にも、ぜひ、足を運んでいただきたいと思います。

## ■保育・学校関係

北川中学校3年生、山中華香まなかさんの作

文が、高知地方事務局・高知県などが主催する平成26年度人権作文コンテストにおいて、最優秀賞の「高知地方事務局賞」に選ばれ、さらには、第34回全国中学生人権作文コンテストにおいて、奨励賞に選ばれました。

この二つのコンテストは、日常の家庭生活や学校生活などの中で得た体験に基づく作文を書くことを通して、人権尊重の大切さや、基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的に行われています。山中さんは、「小学校時のいじめ体験について、相談できなかったつらさや、先生や周りの人たちに助けってもらって強くなれたこと、さらには、いじめによる自殺をなくし命の大切さを伝えたい」との思いを綴っています。この作文は、12月6日「いじめ防止子どもサミット」において、基調発表され、県内の小、中、高等学校の児童生徒や保護者に、いじめ防止について考えてもらい、いじめ防止対策推進の啓発となりました。

次に、北川村立みどり保育所改修工事は、これまでに、外壁工の南面及び東面は完了しており、内装工の機械設備及び電気工事は予定通り進み、全体の進捗率は75%となっています。引き続き、平成27年1月の完成に向けて取り組んでまいります。また、周辺地域の皆様におかれましては、ご迷惑をおかけしておりますが、ご協力のほどよろしくお願い致します。

## ■中岡慎太郎関係

今年で25回目となります「中岡迂山記念全国書展」は、10月25日から11月3日まで、「書宗院移動展」とともに同時開催いたしました。今年からは高等学校の

部・最高位賞として「高知県教育長賞」を加え、中岡迂山賞など、入賞作品の他、130点余りを展示しました。また、表彰式には書宗院理事長・高橋蒼石先生にも出席いただき、中岡慎太郎の功績を顕彰し遺徳を広く知らしめる書展として、盛会のうちに閉会することができました。

次に、11月17日中岡慎太郎の命日に開催しました「中岡慎太郎先生顕彰会主催の墓前祭」と「慎太郎館開館20周年記念イベント」につきましては、平日にもかかわらず、関西や関東をはじめ県外から熱心な中岡慎太郎幕末ファンが参列し、中岡慎太郎の遺徳を偲びました。霊山歴史館副館長・木村幸比古先生による中岡慎太郎が襲われた事件の時代背景に関する講演会「近江屋事件の徹底検証」や歴史を学ぶ楽しさなどを語っていただいた先生を囲んでの歴史談議では、普段聞くことのできない貴重な話をたくさん聞くことができたこと好評でした。

## ■中芸広域連合関係

### △消防▽

消防業務は、11月末現在、管内での火災発生件数は3件(田野町1件、馬路村2件)、救急業務については、出場件数40件、搬送人員43人となっています。

### △介護保険▽

介護保険事業の運営状況は、9月末現在の要介護(要支援)認定者数は83人(うち居宅サービス利用者数は40人、地域密着型サービス利用者数は82人、施設サービス利用者数は17人、予防給付のケアマネジメント業務における要支援認定者は18人(うち介護予防支援計画作成件数74件)となっています。

### △火葬場▽

火葬場業務につきましては、11月末現在、管内105件(安田町31件、田野町26件、奈半利町24件、北川村14件、馬路村10件)、管外が16件となっております。

### △保健福祉▽

障がいの理解啓発事業として「中芸地域で共に働こう」をテーマに、12月から「地域サポーター養成講座」を開催しております。障がい者自らの体験談や相談支援事業所からの職場体験事業を通して見えてきたことを報告していただき、当事者の方々と、中芸地域のスーパーなどの商店や農作業などの実習を取り入れ、住民の皆様と共に考える機会になるよう企画しております。

特定保健指導においては、日ごろの食習慣を見直す機会として、11月20日に安芸保健所と協働で「糖尿病教室」を実施し、18人の参加者があり、血液検査や尿検査の他、50kcalの試食を行いました。

また、台風11号による災害支援などを振り返り、避難行動支援要配慮者の台帳作成に向けて、対象者の選定項目について検討し、南海地震保健活動マニュアル作成に向けた準備を始めました。

### △広域観光▽

広域的な観光業務につきましては、体験観光メニューとして、11月1日に「宙の学校」innモネの庭ミニツアーを開催し、地域内外から40人の方にご参加いただきました。

中芸食フェアにつきましては、9月25日に野菜ソムリエの齊藤香織先生による「中芸地域の野菜」の講演会を実施し、地域内の飲食店や生産者、地域団体など

# ：一般質問：



尾崎 一マ 議員

の方々26人にご参加いただきました。また、齊藤先生にアドバイスをいただきましたながら地域内の飲食店6店舗で、東部博に向けた季節メニューや野菜を使ったメニューが完成し、食の会メンバーを中心に「中芸の食」を売り込んでいけるようガイドブックの作成やスタンプリリーなどの取り組みを進めております。

「野根山二十三土没後150年」事業として、9月28日に開催した観光講座に69人、10月11日に実施したウォーキングには11人の方に、また、高知県観光ガイド連絡協議会と共催で開始した講演会「毛ネの庭ができるまで」には76人の方に参加いただきました。

## ■工事発注などの状況

今年度の工事関係（工事・委託業務）発注状況については、

区分	計上件数	発注件数	完了件数	発注率	完了率
総額計費	3	3	3	100%	100%
現年予算	20	16	4	80.0%	20.0%

(12月1日現在)

となっております。このたびの補正分には、今年度事業として繰り越しを見通した工事などが含まれていますが、それらを除き、進捗管理を適切に行い、年度内完了を徹底するよう対応させてまいります。

## △終わりに△

本定例会には、平成26年度北川村一般会計補正予算案など7議案、承認及び諮問各1件を提案させていただいておりますので、何とぞご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

## 入湯税の扱いと使途について

北川村温泉の過去5年（平成21年～平成25年）の入湯税が若干の変動があるものの年間1、500千円ある。地方税法別条に基づき温泉経費のみに歳出され経費不足分は一般財源より充当されている。24年、25年の歳出経費の内容について問う。

### 答 会計管理者

25年の入湯税1、585千円のうち、軽微修繕費1、105千円、鉱泉電気使用料が35千円で合計1、646千円。24年の入湯税1、505千円のうち、軽微修繕費94千円、鉱泉電気使用料が39千円でその他合計1、544千円となっております。

施設の老朽化による修繕費に24年、25年は1、000千円前後要しているが、27年度建て替え計画がある中で、この際、入湯税を一般財源より外し現在ある施設整備基金7、000千円と同様にその使途が明確になるような財源に考えられないか。

### 答 副村長

過去5年間の入湯税の推移をみて、いずれも歳入を上回る歳出となっております。また地方税法上、目的税の財政区分は一般財源となっておりますが、対応として検討の一つではあるが、現在のところ考えておりません。

公の会計制度の見直し（複式簿記の採用）には固定資産台帳の整備が必要である。会計管理者には大変大きな負担となるが将来を見据えて整備を進めていただきたい。

## 平成26年8月の災害対応について

### 問 次の3項目について問う。

- 一、村内の災害件数と概算工事額及び復旧めど。
- 二、北川村防災計画にある内容に見直し及び追加項目。
- 三、自主防災組織、消防団、区長、行政などの関係機関との総合会合の実施状況。

復旧工事のうち、村単独の財源ですべて対応を終えている小規模なものが45件、約16、000千円あると報告を受けている。

### 答 副村長

27年度復旧を目指して補正予算を計上したが28年度にまたがる案件がありこれは予算未計上になっていきます。詳細は産業建設課長より報告させます。

### 答 産業建設課長

農地農業用施設で10件、林道関係で8件、公共土木関係で18件あり予算計上が

できる案件は補正予算で計上しております。

23年災害、この26年災害と村では人的災害がなくて何よりであったが、2点目の質問にある防災計画の見直し、追加項目などはなかったかを問う。

### 答 副村長

今回の災害は過去に経験のない災害でした。それを受けて8月の後半に職員の中で研修会を開催し、その内容の課題を取りまとめ、来年1月に地域を回り意見交換会を予定しております。村の防災計画も法律により見直しが行われているので併せて年度内（平成27年3月）に、その計画案ができるように取り組んでいます。

業務多忙の中、限られた職員数で細かいところまで追いつかない状況ではあるのかと思うがすぐにできることとはあるはずだ。たくさんある中で23年災害時に一般質問し、指摘していることで備蓄品の各避難施設への分散配備や防災ヘルメットのサイズの合わない子ども用ヘルメットの再配布など、質問のたびに「検討します」と答弁するがいまだ未対応である。住民一人一人にとって計画書の見直しより備蓄品の分散配備やヘルメットのほうがかんがえるかに重要で命に直結している。すぐに対応できないか。

### 答 総務課長

26年8月災害で平鍋地区に孤立が起り、それ以後中北部以降は各地区の分散配備を行いました。備蓄数は現時点では村民全員分はないので村民全員分の1日分を予算計上して取り組めます。ヘル

メットは9月補正で予算計上しておりありますが、まだ各地区の状況把握ができておらず早急に対応します。

**問** 状況説明を求めているのではない。2度3度と求めているのになぜ対応できていないのかを問うている。

**答 総務課長**  
備蓄品の分散配備は特に中北部には配備しましたが全員分ではありません。ヘルメットは担当が他の業務があり事務上の手続きが遅れているという状況です。

**答 副村長**  
備蓄品の分散配備については全体に行き渡っていないのが現実です。今回の被災を受けて全体配備を段取りしています。

**問** 3点目の質問で自主防、消防団、区長、行政などの関係機関との全体会合の実施状況について、先ほど来年1月から区長とか、住民と協議したいとのことだが、先ほどの答弁よりひと通りの取りまとめができたとのこと、どのような方々と協議したのか問う。

**答 総務課長**  
北川村の職員でできたこと、できなかったことなど、行政として何をすべきかなど検討し、災害時の事前、発生中、事後を想定し取りまとめました。今後住民などのご意見をお聞きしていく考えです。

**問** 8月の災害発生後、行政に加茂地区の住民から陳情書が提出されました。大事なことは住民たちの生の声を温かいときに吸い上げることである。南海ト

ラフは明日来るかもしれない。答弁を求める。

**答 副村長**  
今回の取りまとめが終わっているというの、あくまで課題であったり、どのようにしたらいいのかわからないような取りまとめであって、関係機関との協議の事前の段階であって、来年1月に住民の意見を聴取して全体としてまとめ防災計画の変更という手順を踏んでいくと考えております。

**問** それが遅いのではないかと言っているの、大急ぎの取りまとめでの段階において関係機関からの意見が重要ではないか。時間が経てば住民の危機意識も薄らいでいく、スピードアップした対応を求めたい。

崎山、長山、久府付、加茂地区では奈半利川が越流し、該当地区の住民は田畑の被害もさることながら床上浸水ぎりぎりまで来たと聞き及ぶが、越流が今後も起り得ることが想定される。村だけの仕事ではないが県を含めどのような対応になっているのか問う。

**答 副村長**  
質問のとおり崎山以南で越水が起り浸水被害が発生しました。これらの地区では堤防が低かったり、空石積であったことが洪水を防ぐのに脆弱な構造であったと考えます。奈半利川の洪水対策を早急に対応していただきますよう村長が10月9日に安芸土木事務所長、16日県土木部長に要望を行いました。再度災害防止の観点から上流、下流の左右両岸のバラスを考えながら整備していくと回答を得ています。河川管理者の県に対して引

き続き要望を続けてまいります。

## ：議案審議：

平成26年度北川村一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告承認について（承認第1号）

全員賛成（承認）

人権擁護委員の推薦について（諮問第1号）

人権擁護委員候補者として推薦することについて議会の意見を求めるものである。

北川村野友甲1355番地1



川北 俊夫 氏  
67歳

全員賛成（同意）

北川村条例の用字、用語等の整備に関する条例の制定について

全員賛成（可決）

北川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

全員賛成（可決）

北川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

全員賛成（可決）

北川村例規集の改版に伴う条例の整理に関する特別措置条例を廃止する条例について

全員賛成（可決）

平成26年度北川村一般会計補正予算（第6号）について

歳入歳出それぞれ375、253千円を増額し、予算の総額を2、432、263千円とするものです。

全員賛成（可決）

平成26年度北川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

歳入歳出それぞれ34千円を増額し、予算の総額を269、213千円とするものです。

全員賛成（可決）

平成26年度北川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）について

歳入歳出それぞれ2、510千円を増額し、予算の総額を33、673千円とするものです。

全員賛成（可決）

# 中岡慎太郎先生顕彰会だより

中岡慎太郎先生顕彰会事務局 ☎38-2413

## 1. 慎太郎先生一口講座(5)

### 庄屋・郷土とは

慎太郎は20歳のとき、大庄屋見習いとして仕事を始めていますが12月号で記述しましたように、当時の北川村は柏木以北で柏木の集落が北川郷(村)の中心地で14力村ありました。14力村には、それぞれ庄屋が置かれ、その庄屋のまとめ役が大庄屋となります。

「庄屋」とは代々世襲の役職であり村役人で、在地在村の有力農民、地主、富農を村・郷が推挙し藩が認証し、のちに藩の一方的な任命で村替えが行われるようになったと寺尾五郎氏著の『薩長連合の舞台裏』には書かれています。

「庄屋」の職務は年貢(当時は税金を米などで納めました)の徴収、道普請などの課役の遂行、村内の治安の維持、訴訟の裁定(裁判)など、藩と村人との間にあり郷村の首長的側面、農民の指導者でした。現在でいうと村長に当たります。一般の農民は庄屋の門前を通行時は、誰もいなくても頬かぶりをして会釈して通るのが慣わしとしてあったそうです。

庄屋は民の事情に通じ、農民の暮らしを守るという使命を果たそうと努めました。それゆえ、藩庁が民の事情を理解せず理不尽な行為をすれば、それを正そうと立ち上がるようになりました。農民を保護し指導する天職は天皇より与えられているという庄屋同盟の思想がこうして生まれました。



慎太郎生家



生家とゆず

「郷土」は、浪人・農民・商人から士分格に登用され、苗字帯刀・騎乗を認められていました。歴史小説で田村勢喜氏の書かれた『草莽』の中で、中岡慎太郎は田野の土生岡まで清岡道之助の弟、半四郎に会いに騎乗で行ったとの文章が出てきますが、事実はどうだったのでしょうか。土佐では山内家家中の武士を「上土」と呼び、一段低い軽輩の士として「下土」と呼ばれました。江戸時代では身分差別が著しく、「上土」に反感を持ちつつ雌伏する状態で、幕末になると藩政批判の動きとしてまとめ、土佐勤王党として表面化します。

中岡家は役職が「庄屋」身分は「農民」でした。後に慎太郎が入党する土佐勤王党加盟者の半数以上が郷土・庄屋出身でした。

この文章を記述するに当たり、慎太郎館学芸員に多くの指導をいただき、大変勉強になりました。読んでいただいている村民の皆さんにも理解を深める上で、参考になると思われますので、学芸員に了解をいただき記載しました。

- ・「庄屋」、「郷土」は長宗我部の遺臣たちが多く、山内家に反抗的だった、というのは歴史小説家の創作話。
- ・「郷土」が長宗我部の遺臣だったのは江戸時代初期の話で、幕末には地主や豪商など資産のある階級の者が多かったとのことです。
- ・天保の庄屋同盟について

反幕体制的要素は結果論であり、出発は町人庄屋が農民庄屋を差し置いて上座に座ったことに腹を立てることに始まる。民情を考えない藩庁役人と財力に物をいわせてのさばる町人庄屋に対して正々堂々と意見するための理論的よりどころとして天皇を持ち出したのです。



国際交流員 アマンダ・チャウ

## 人事異動で思ったこと

北川村に来て一年半ほど過ごして、だいたい日本の生活になじんでいます。オーストラリアと文化的・風習的に違うところがたくさんあって、いろいろな分からないことがあります。その一つは、組織内の人事異動制度です。初めて説明されるときに、外国人は誰でも驚くに違いないと思います。なぜなら、オーストラリアを含めて他の国にはこの習慣がないからです。



オーストラリアでは、就職するときに、どこの組織でも希望する仕事に応募して、受け入れられた場合、ずっと同じ仕事をするようになります。例えば学校の教師でも、同じようにずっと同じ学校で働くことになります。個人的に違う組織、または組織内の違う仕事に応募しないと異動になりません。そのため、数年間仕事をして転職する人も、長年転職せずに同じ職場で働く人もいます。

外国人の目から見ると、日本の人事異動制度による社員がいろいろな職務内容を詳しく学ぶのはメリットがありますが、効率性に影響があるのではないかという思いもあります。新しい仕事を始めるときに、慣れるまではかなり時間がかかるでしょう。3~4年ごとに異動を繰り返すと、仕事を学んだり慣れたりする時間だらけのようでしょう。医療などの専門的な職務以外、一つの仕事をマスターできません。また、周りの人も異動された場合、仕事に詳しい先輩がいなくて、仕事をしながら学ぶことしかないでしょう。数年間同じ仕事が続いて、経験がある人であればよくある問題が発生する前に対策を用意することができるが、経験がない人はまずどんな問題が発生するか分からないので、同じことが繰り返し、問題ばかりではないでしょうか。専門的な知識を得るまでかなり時間が要りますが、転職したら上手に仕事できない場合もあります。



そして、例えばビジネス業界で、長年パートナーシップがあれば、信頼関係を深く築き上げることができそうですが、会社を代表する職員が異動したら、関係が薄くなる可能性が高いでしょう。あと、異動制度によって、違う地域に引っ越さないといけない人もいます。子どもがいる家族にとってこれはかなり大変なことでしょう。父の転勤でオーストラリアやアメリカに引っ越して海外で育ってきた日本人の友達があります。今は顔が広いグローバルな人間になりましたが、子どものころに突然友達や親戚から離れて、言葉が分からない環境に引っ越してしまって、寂しいときもあったと思います。



異動制度は、職員の士気にも影響があると思います。「どうせ何年後には、異動になるからがんばらなくてもいい」「好業績じゃなくてもあまり努力せず、無事に仕事を終えたらいい」などと思う人がいるかもしれません。自分の将来を自分で決められないことは大変でしょう。異動で遠くへ転勤する可能性のある人は、安心して家を買えません。そして、会計年度末に近づくと生活の不安定を感じるでしょう。異動制度は職員や職員の家族、ビジネスパートナーなどに、精神や感情に影響があるのではないかと思います。確かに、異動することで仕事のマンネリ化を防ぐモチベーションとなることもあります。異動があるのは、いろいろな仕事の場面に慣らして、会社人としてその会社に尽くすことにつながります。慣れた環境でいることも安心で、精神的な落ち着きも得られますが、知らない土地で、新たに人間関係を築きながら仕事をするのは、自分の成長にもなると思います。しかし、短所もあることに違いないですね。皆さんは、どう思いますか？



北川村消防団の活動として、昨年11月に開催された全国女性消防団員活性化大会に参加された方の感想文をご紹介します。

## 第20回 全国女性消防団員活性化 ちば大会に参加して

北川村消防団 団員 濱渦 廣子  
平成26年11月14日(金)に第20回全国女性消防団員活性化ちば大会が舞浜アンフィシアターを会場として開催されました。

全国から約3、800人余りの女性消防団員が参加し、高知県からは7消防団20人の方々の参加がありました。内容として、地元千葉県のアトラクションからはじまり、全国から選ばれた女性消防団員の活動事例、火災予防啓発発劇などの発表があり、どの発表を見ても創意工夫がなされていて、各地域において女性消防

団員が素晴らしい活躍、貢献していることに、心打たれ感動しました。中でも横浜市泉消防団の女性消防団員による「J K G体操」は、自助、共助で減災体操として、頭と体にシミュレーションし、いざというときに役立ててほしいとの思いで作られたもので、会場全体が一体となって立ち上がって体操をしました。この予防啓発発劇が私自身大変印象に残っています。

我々の地域においては、まだまだ女性消防団員としての活動や取り組みがなされていませんが、この大会に参加して感じたことや身に付けたことを、これからの消防団活動に活かしていきたいと思えます。



写真右端が濱渦さんです

## あなたも消防団員になりませんか

災害時の即時対応力という消防団の特性を発揮するには、地域の事情に精通した消防団員が必要です。

北川村では消防団員を募集しています。

入団資格は、北川村に居住または勤務する方で、18歳以上の方が対象です。

消防団についての詳しいお問い合わせは下記までご連絡ください。

お問い合わせ先 北川村役場総務課 ☎ (8)32-1212



# 消防団員募集！



## 第5回「中岡慎太郎向学の道マラソン大会」開催について

5月24日(日)に、第5回となる中岡慎太郎向学の道マラソン大会を開催することとなりました。「中岡慎太郎」、「ゆず」、「観光施設」などを全国に向けてPRしたいと思っております。

前回と同様に保健福祉センターをスタート・ゴールとし、小中学生は2.3キロ、一般は5.8キロとハーフマラソンを走ります。

大会当日は沿道より、村民の皆さんの温かいご声援をお願いいたします。

また、大会運営に当たりまして、ボランティアの募集をしております。老若男女は問いませんので、皆様のご協力をお願いいたします。



### お問い合わせ先

中岡慎太郎マラソン大会事務局 (大久保・中村)

☎ 0887-32-1223 (北川村教育委員会)

## 森 林 環 境 税 に つ い て

個人県民税 (均等割年額) には、森林環境税500円が含まれています。

森林環境税は、「森林環境の保全」のための事業や「県民参加の森づくり」を進めるための事業などに活用されます。



### 税に関するお問い合わせ先

高知県総務部税務課 ☎ 088-823-9308

### 使途に関するお問い合わせ先

高知県林業振興・環境部 林業環境政策課  
☎ 088-821-4586

## 短歌教室



ひとり言を誰がきくやらコタツなか  
今日も暮れるか寝床にもぐる  
大西 豊

現とも夢とも知らぬ老いの坂  
芽生える春の心あるらし  
内藤 明信

冬の庭ガラス戸越しに眺むれば  
葉のない古木に小鳥が四五羽  
大寺 一子

かく実に生きてる証八十八を  
仰える二月すこやかあれと  
社城 芳子

庭先に咲く山茶花の一重花  
濃き葉の中にひっそりと開く  
田村猪世子

風さむき羽田空港へ下り立ちぬ  
人群れの中に息子の姿あり  
浜渦 静子

落研というも本格お囃子の  
余韻ひきずり人込みの中  
浜渦美恵子

# 平成27年4月から保育制度が変わります

子育て世代の支援として進めています「子ども・子育て支援制度」が4月からスタートします。それに伴い、みどり保育所でも次の制度が取り入れられますので、お知らせいたします。

また、保育所の改修工事が完了し、**乳児(6カ月児)の受け入れがスタートします。**



2階乳児室



2階保育室



1階トイレ

## 1 保育の必要性の認定について次の基準が設けられます

### ①就労

- フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労が該当
- 保護者の就労時間は月当たり48時間以上必要**

### ②妊娠、出産

### ③保護者の疾病、障害

### ④同居または長期入院などしている親族の介護・看護

- 兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護など

### ⑤災害復旧

### ⑥求職活動

- 起業準備を含む

### ⑦就学

- 職業訓練校などにおける職業訓練を含む

### ⑧虐待やDVのおそれがあること

### ⑨育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

### ⑩その他、上記に類する状態として村が認める場合

\*⑦～⑨が新たに設けられました



## 2 認定を受けて保育所に入所します

保育の必要性の認定基準に該当すると、3歳以上のお子さんは2号認定、3歳未満のお子さんは3号認定を受け、保育所に入所することとなります。

### 3 保護者の就労時間月当たり120時間を境に利用時間が変わります

保護者の月当たりの就労時間に応じて、保育所を利用する時間が次のとおり異なります。みどり保育所では、11時間保育の実施にあわせ開所時間を7:30~18:30(土曜日については7:30~12:00)とします。

○120時間以上 → 標準時間11時間(7:30~18:30)が利用可能

○120時間未満 → 短時間8時間(8:00~16:00)が利用可能

\*短時間利用の方でも、7:30~8:00、16:00~18:30の時間を延長保育として、無料で利用できます。(事前に申し込みが必要)

### 4 保育料の階層区分が変わり、改定が4月と9月の2回になります

これまで、階層区分は所得税額をもとに区分していましたが、村民税の所得割課税額をもとに区分することとなります(下表参照)。ただし、階層区分の内容については、これまでとほぼ同様の設定となっています。

また、村民税の所得割課税額をもとに算定することとなるため、新たな課税額が決定し、一定の算定作業期間を見越した、毎年9月に保育料の改定が行われます。なお、これまでと同様に、4月に年齢区分に応じた改定も行われます。

#### 「平成27年度の場合」

○4月~8月 → **26年度**村民税所得割課税額より算定

○9月~翌年3月 → **27年度**村民税所得割課税額より算定

#### 平成27年度保育料

階層区分	乳 児		1、2歳児		3歳児		4歳児以上	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
①生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
②市町村民税 非課税世帯	8,100	8,100	8,100	8,100	5,400	5,400	5,400	5,400
③所得割課税額 48,600円未満	17,550	17,370	17,550	17,370	14,850	14,670	14,850	14,670
④所得割課税額 97,000円未満	27,000	26,640	27,000	26,640	24,300	23,940	24,300	23,940
⑤所得割課税額 169,000円未満	40,050	39,510	40,050	39,510	37,350	36,810	37,350	34,890
⑥所得割課税額 301,000円未満	54,900	54,090	54,900	54,090	46,990	40,520	41,360	34,890
⑦所得割課税額 397,000円未満	72,000	70,920	72,000	70,920	46,990	40,520	41,360	34,890
⑧所得割課税額 397,000円以上	93,600	92,160	89,310	82,840	46,990	40,520	41,360	34,890

#### お問い合わせ先

教育委員会事務局 保育担当：手嶋 ☎ (8)38 - 1223

# モネの庭のお知らせ



お待たせしました。  
3月1日春の開園!!

メンテナンス期間中に花の庭をリニューアルしました!!

庭園の園路が舗装整備され、車いすでも散策しやすく、雨の日も歩きやすくなりました。そして、昨年来られたフランス・モネの庭の庭園責任者ジェームス氏のアドバイスを基に花の庭の南側に花壇を増やしました。ぜひ、リニューアルしたモネの庭にご来園ください。



花壇が増えた花の庭(2月10日撮影)



## フラワーパレット

～春の章～開催!!

春の庭は画家のパレットのように色彩豊かです。色とりどりの花たちをお楽しみください。

★3月バンジー・ピオラフェスタ★

展望デッキにバンジー・ピオラの展示

各施設も季節に合わせたメニュー・商品をご用意してお待ちしております!!

☆4月チューリップフェスタ☆

☆5月バラ・ポピーフェスタ☆



## 花の庭で朝食を

要予約

3月28日(土)・29日(日)

9:00~10:00

料金 1,000円+入園料

定員 各日30人



春の花満開の花の庭で朝食はいかが? スタッフの花の庭ガイドつき。通常は立ち入りを制限しているアーチ下も限定開放します。詳しくはお問い合わせください。



★FBで日々の庭情報発信中。ぜひご覧ください♪

【お問い合わせ・ご予約】

北川村「モネの庭」マルモツタン  
〒781-6441

高知県安芸郡北川村野友甲1100番地

☎0887-32-1233 FAX0887-32-1243

http://www.kjmonet.jp/

定休日：毎週火曜日

# スポーツ安全保険

傷害保険

賠償責任保険

突然死葬祭費用保険



対象となる事故 団体活動中の事故 / 往復中の事故

保険期間 平成27年4月1日午前0時から平成28年3月31日午後12時まで(申込受付は平成27年3月から)

加入区分・掛金・補償額 団体活動を行う5名以上の方々でご加入ください。加入区分は加入者ごとに選択ください。

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (1人3人あたり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (傷病)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子ども 中学生以下 特別支援学校 高等学校の 生徒を含む。	スポーツ活動 文化・ボランティア・地域活動	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円 対人・対物賠償 合算1事故5億500万円 ただし、対人賠償は1人1億500万円 対人・対物賠償 合算1事故500万円	突然死 (急性心不全) 脳内出血など 葬祭費用 180万円 対象外
	上記団体活動に加え、個人活動も対象 AW区分の特徴：個人活動・個人練習なども補償の対象となります。 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動など)の補償額	AW	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円		
大人 高校生以上 65歳以上 の方も加入 できます。 65歳以上	文化・ボランティア・地域活動、団体員の送迎、応援、準備、片付け ※スポーツ活動を行う場合は対象となりません。	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円 ④自動車事故によって賠償責任 を負った場合は、補償の対象 となりません。	突然死 (急性心不全) 脳内出血など 葬祭費用 180万円
	スポーツ活動 スポーツ活動の指導・審判	C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	子どもへのスポーツ活動の指導・審判 ※C区分でも加入可	AC	1,300円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
	スポーツ活動 ※C区分でも加入可 ※スポーツ活動を行わない場合はA2区分	B	1,000円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

※同一団体が1口しか加入できません。中途加入する場合、中途脱退する場合も年間掛金を適用します。加入後の加入者の入換え、加入区分の変更はできません。  
※危険度の高いスポーツ活動はD区分以外では補償されません。

スポーツ安全協会 検索 インターネットからも加入受付を行っております。詳しくは、ホームページをご覧ください。

## 公益財団法人 スポーツ安全協会 高知県支部

《(公財)高知県体育協会内》

〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 高知県庁西庁舎1階 TEL088-820-1755 電話受付時間：午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日を除く。)

保険の詳しい内容、資料の請求は、<http://www.sportsanzen.org>

資料請求は、インターネットより受け付けております。

この広告はスポーツ安全保険(スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険(スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)・突然死葬祭費用担保特約付帯普通傷害保険)、賠償責任保険(スポーツ安全協会賠償責任保険特約付帯施設賠償責任保険及びスポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)付帯普通傷害保険賠償責任担保条項)の概要についてご紹介したものです。ご加入の際は、必ず「スポーツ安全保険のあらし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明の点がございましたら(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせください。

(引受幹事保険会社)  
東京海上日動火災保険株式会社(担当)公務第2部公務第1課  
TEL 03-3515-4133(平日9:00~17:00)

(共同引受保険会社(平成27年4月予定))  
あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン/日本興亜 大同火災 東京海上日動  
日新火災 富士火災 三井住友海上

平成26年12月作成 14-T-09668

# 平成27年度 予約制出張年金相談について

1000 年・金・だ・より

下記のとおり出張年金相談を開催します。相談案内の際には、個人情報を確認しない一般相談以外は身分証明書での本人確認、代理人の場合には、来訪者の身分証明書と委任状（基礎年金番号必須）が必要となります。

委任状が書けない場合の相談は、書けないことの確認のため、身体障害者手帳や介護保険証の要介護度の確認およびご家族であることの確認できるもの（別住所の場合は戸籍などで確認）が必要になります。

また、お待たせ時間および相談時間の軽減・職員の勤務状態の改善などを図るため、平成27年4月から予約制を実施します。

## 予約の方法

室戸市 室戸市役所または、南国年金事務所へ電話で申し込み

安芸市 南国年金事務所へ電話で申し込み

◎南国年金事務所の電話は音声自動案内のため、予約の場合は「5」を選択して「お客様相談室」を呼び出してください。

	安芸市総合社会福祉センター (2階中会議室 35-2915) 平成27年4月から予約制		室戸市役所 (22-5131) 平成27年4月から予約制		その他	
	相談日	相談時間	相談日	相談時間	相談日	相談時間
平成27年4月	2日 第1木	10:00~12:00 13:00~15:00	23日 第4木	11:00~12:00 13:00~15:00		
平成27年5月	7日 第1木	10:00~12:00 13:00~15:00	28日 第4木	11:00~12:00 13:00~15:00	東洋町役場 29-3394 予約制	
					21日 第3木	11:00~12:00 13:00~15:00
平成27年6月	4日 第1木	10:00~12:00 13:00~15:00	18日 第3木	11:00~12:00 13:00~15:00		
平成27年7月	2日 第1木	10:00~12:00 13:00~15:00	23日 第4木	11:00~12:00 13:00~15:00		
平成27年8月	6日 第1木	10:00~12:00 13:00~15:00	27日 第4木	11:00~12:00 13:00~15:00		
平成27年9月	3日 第1木	10:00~12:00 13:00~15:00	24日 第4木	11:00~12:00 13:00~15:00		
平成27年10月	1日 第1木	10:00~12:00 13:00~15:00	22日 第4木	11:00~12:00 13:00~15:00		
平成27年11月	5日 第1木	10:00~12:00 13:00~15:00	26日 第4木	11:00~12:00 13:00~15:00		
平成27年12月	3日 第1木	10:00~12:00 13:00~15:00	24日 第4木	11:00~12:00 13:00~15:00		
平成28年1月	7日 第1木	10:00~12:00 13:00~15:00	28日 第4木	11:00~12:00 13:00~15:00		
平成28年2月	4日 第1木	10:00~12:00 13:00~15:00	25日 第4木	11:00~12:00 13:00~15:00		
平成28年3月	3日 第1木	10:00~12:00 13:00~15:00	24日 第4木	11:00~12:00 13:00~15:00		

## 一般的な証明書の例

1つの提示で足りるもの	2つ以上の提示が必要なもの (異なる○印の組み合わせになります)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○運転免許証(運転経歴証明書)</li> <li>○住民基本台帳カード(写真付きのもの)</li> <li>○旅券(パスポート)</li> <li>○国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書(写真付きのもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>●船員手帳 ●海技免状 ●小型船舶操縦免許証</li> <li>●狩猟・空気銃所持許可証 ●戦傷病者手帳</li> <li>●宅地建物取引主任者証 ●電気工事士免状</li> <li>●無線従事者免許証 ●認定電気工事従事者認定証</li> <li>●特殊電気工事資格者認定証 ●耐空検査員の証</li> <li>●航空従事者技能証明書</li> <li>●運航管理者技能検定合格証明書</li> <li>●動力車操縦者運転免許証 ●教習資格認定証</li> <li>●検定合格証(警備員に関する検定の合格証)</li> <li>●身体障害者手帳 ●療育手帳</li> </ul> </li> <li>○特別永住者証明書</li> <li>○在留カード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者証(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険、共済組合)</li> <li>○公的年金(企業年金、基金を除く)の年金証書または恩給証書</li> <li>○年金手帳</li> <li>○改定通知書など(機構が交付した通知書)</li> <li>○住民基本台帳カード(写真の貼付のないもの)</li> <li>○金融機関またはゆうちょ銀行の預(貯)金通帳、キャッシュカード、クレジットカード</li> <li>○印鑑登録証明書</li> <li>○学生証(写真付きのもの)</li> <li>○国、地方公共団体または法人が発行した身分証明書(写真付きのもの)</li> <li>○国または地方公共団体が発行した資格証明書(写真付きのもの)で左記に掲げる書類を除く)</li> </ul>

※「外国人登録証明書」は、一定の期間(最長の方で平成27年7月8日まで)、特別永住者証明書または在留カードと同等とみなします。

## 平成27年度 国 税 専 門 官 採 用 試 験

### 受付期間

インターネット受付  
4月1日(水)9:00から4月13日(月)まで  
インターネット申込専用アドレス  
(<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)  
郵送または持参(インターネット申し込みができない場合)  
4月1日(水)～4月2日(木)  
[4月2日(木)までの通信日付印有効]

### 応募資格

①昭和60年4月2日～平成6年4月1日生まれの者

②平成6年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの  
イ 大学を卒業した者及び平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者  
ロ 人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者

試験日 第1次試験 6月7日(日)  
第2次試験 7月14日(火)～7月22日(水)

最終合格者発表 8月25日(火)

※詳しくは、国税庁ホームページの採用案内へ  
([http://www.nta.go.jp/soshiki/saiyo/saiyo02/shiken/test\\_02.htm](http://www.nta.go.jp/soshiki/saiyo/saiyo02/shiken/test_02.htm))

## 平成27年度 自 衛 隊 幹 部 候 補 生 募 集

一般・歯科・薬剤科のコースから各自衛隊の幹部自衛官となる者(飛行要員含む)を養成する制度です。

### 募集種目など

募集種目	募集人員	受付期間	試験日
幹部候補生	一般 陸 約100人(うち女子約5人) 海 約50人(うち女子約10人) 空 約40人 院卒者試験 陸海空 各約10人	3月1日(日) ～ 5月1日(金) (締切日必着)	1次 5月16日(土)、17日(日)(17日は飛行要員のみ) 2次 6月16日(火)～19日(金) ※ 海・空飛行要員のみ 3次(海)7月13日(月)～17日(金) 3次(空)7月18日(土)～8月6日(木)
	歯科・薬剤科 陸 約15人 海 約5人 空 約5人		1次試験 5月16日(土)

**応募資格【一般】** 22歳以上26歳未満の者  
(20歳以上22歳未満の者は大卒(見込含)、修士課程修了者など(見込含)は28歳未満)  
※院卒者については、修士課程修了者など(見込含)で、20歳以上28歳未満の者

**【歯科・薬剤科】** 歯学科及び薬学科の大卒(見込含)20歳以上30歳未満の者(薬剤は20歳以上28歳未満の者)  
**合格発表** 1次 6月5日(金)  
最終 (陸・海) 8月7日(金)  
(空) 9月4日(金)

詳しくは **自衛隊高知地方協力本部安芸地域事務所** までご連絡ください。

安芸市本町3丁目11-5 (Smile Aki 前 2F) ☎ 35-2749

**URL** <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/> **携帯サイト** <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/itop.htm>

## 自 動 車 等 運 転 者 表 彰

高知県交通安全協会安芸支部の会員にお知らせします。

高知県交通安全協会の会員であって、当支部(安芸署)管内に居住し、自動車または二輪車(原付を含む)の運転経歴が10年以上で、7年以上無事故・無違反の方を表彰します。(ただし、過去に交通安全協会の表彰を受けていないこと。)

**受付期間** 3月1日(日)～31日(火)までの間。

ただし、土・日・祝日を除く。

9:00～12:00、13:00～17:00まで。

\*お申し込みなどの詳細については、当支部にお問い合わせください。

### お問い合わせ先

安芸市矢ノ丸2丁目9-2 安芸警察署内  
高知県交通安全協会安芸支部 ☎ 34-4574

## 北川村 合 併 処 理 浄 化 槽 設 置 補 助 に つ い て

私たちの身近な生活環境や、川や海などの自然を守るため、生活排水などの汚水はきれいな水にすることが大切です。このため北川村では、し尿や生活雑排水をきれいにする、合併処理浄化槽の設置を推進しており、その費用の一部を補助しています。

設置をご検討されている方は、早めに北川村役場住民課へご相談ください。

### お問い合わせ先

北川村役場住民課 環境衛生係 ☎ (8)32-1214



# 保健だより



認知症にはいくつかの種類があるのをご存じですか？ 種類によって原因や症状が異なります。認知症の介護には、種類ごとの特徴を知ることでも重要です。



## ＋アルツハイマー型認知症＋

特徴	認知症の中でも最も多いといわれます。発症と進行は比較的緩やかですが、放置すれば確実に悪化していきます。40代から始まる若年性もあります。紙に立体図形がかけない、時計に針を記入できないなどの特徴的な変化があります。
症状	人や物の名前を忘れるなどの記憶障害から始まります。中期になると場所が分からなくなり迷子になる、自動車の運転ができないなど。さらに進行すると、暴言・暴力・徘徊などの問題行動も起こります。被害妄想や幻覚なども出現します。
原因	脳内で特殊な異常たんぱく質が増えることで発症。その結果、脳の神経細胞が急激に壊れ、脳の萎縮が進行します。他にも原因があるといわれています。

## ＋脳血管性認知症＋

特徴	脳梗塞や脳出血などの脳血管障害を起こした後、その後遺症として発症。脳梗塞を多発した方が最も多く、脳血管性認知症の7、8割を占めます。
症状	脳血管障害でダメージを受けた部位によって症状は微妙に異なります。めまい、しびれ、言語障害、麻痺、感情失禁（涙もろくなるなど）、知的機能の低下、判断力の低下などが現れますが、発現にはムラがあり、例えば記憶力の低下が強いのに、判断力や理解力は保たれているなど「まだら認知症」と呼ばれることもあります。
原因	7、8割が脳梗塞によるものです。脳血管性障害が引き起こされる原因のほとんどは、生活習慣病といわれています。高血圧、動脈硬化症、糖尿病、高脂血症を予防することが重要です。

## ＋前頭側頭葉変性症＋

特徴	アルツハイマー型が頭頂葉や側頭葉・内側の萎縮が起こるのに対して、前頭側頭葉変性症は、脳の前頭葉や側頭葉の萎縮が現れます。脳の萎縮が現れていない初期段階では診断が難しいのが現状です。
症状	人格障害が主な症状として現れ、初期段階では物忘れなどの記憶障害が現れにくいのが特徴です。具体的な症状としては、身だしなみに無頓着になる、毎日同じ物を食べる、同じ行動や言動を繰り返す、すぐに興奮状態になりやすく暴力を振るったりする、道具の使い方は分かっているが、それが何を意味しているか分からないなど。
原因	原因は不明で研究段階です。



## ＋レビー小体病＋

特徴	病気の初期から症状として「幻視」が多くみられます。
症状	典型的なものとして、実際にはないものが見える幻視や幻覚を初期から訴える。人や物に無反応、錯乱する、睡眠障害がある、1日のうちで症状の変動が激しいなど。他にはアルツハイマー型に似た症状などもあります。
原因	大脳皮質全般に「レビー小体」という特殊なたんぱく質の固まりが出現し、脳の萎縮が起こります。幻視が多発するため、患者さん本人は非常に不安感が強いので、一人にしない、幻視を否定しないなどの対応が重要です。



豆まき  
2月3日(火)

ご冥福をお祈りします

氏名	年齢	地区	死亡年月日
小松 友茂	86歳	釈迦	平成26年12月4日
池内 艶子	87歳	久府付	平成26年12月17日



人権相談所  
開設の

ご案内

今回の開催日

日時 3月11日(水)  
10:00~15:00  
場所 北川村総合保健福祉  
センター 相談室

行事予定表

事業	実施年月日	実施時間	実施場所・引き取り場所
乳児健診	3月4日(水)	4月、6・7月児 13:00~ 10月、12月児 13:15~	田野町保健センター
3歳児健康診査	3月18日(水)	(受付)13:00~	田野町保健センター
野友介護予防教室	3月5日(木)・12日(木)・19日(木)・26日(木)	10:00~	北川村保健センター
加茂介護予防教室	3月6日(金)・13日(金)・20日(金)・27日(金)	10:00~	北川村農業センター
久府付介護予防教室	3月4日(水)・11日(水)・18日(水)・25日(水)	10:00~	北川村農村婦人の家
柏木・崎山介護予防教室	3月5日(木)・12日(木)・19日(木)・26日(木)	13:30~	柏木交流センター
野川さくら会	3月4日(水)・11日(水)・18日(水)・25日(水)	9:30~	野川交流センター
長山せせらぎ会	3月3日(火)・10日(火)・17日(火)・24日(火)	9:30~	長山交流センター
宗ノ上介護予防教室	3月5日(木)・12日(木)・19日(木)・26日(木)	13:30~	宗ノ上集会所
中部けんこうクラブ	3月6日(金)・13日(金)・20日(金)・27日(金)	9:00~	小島集会所
小川ふれんど	3月12日(木)	10:30~	菅ノ上集会所
島バラ会	3月19日(木)	10:00~	北部集会所
親子ふれあい広場	毎週月・木曜日	9:00~16:00	北川村保健センター
ゆずみどり	毎週木曜日		北川村保健センター

平成27年4月2日は集合村税第10期の納期限です。お忘れなく！